

中関村科技園区管理委員会・北京市知識産権局 の「中関村国家自主イノベーションモデル区に おける知的財産行動計画（2019～2021）」の印 刷・配布に関する通達

中関村各分園管理委員会、各関係組織 御中

中国共産党第 19 回全国代表大会の精神及び習近平総書記の北京市に対する重要講話の精神を深く徹底して実施し、中関村国家自主イノベーションモデル区の知的財産の創造、保護、運用能力の向上に注力し、北京市によるハイレベル・精密・最先端の経済構造の構築及び質の高い発展のための強力な支えとするために、ここに「中関村国家自主イノベーションモデル区における知的財産行動計画（2019～2021）」を印刷・配布し、関連業務を真摯に実行されたい。

中関村科技園区管理委員会 北京市知識産権局
2019 年 4 月 18 日

（本文書は自主的に公開する）

中関村国家自主イノベーションモデル区における知的財産行動計画（2019～2021）

中国共産党第 19 回全国代表大会の精神を深く徹底して実施し、中関村国家自主イノベーションモデル区（以下、「中関村モデル区」とする）の知的財産の創造、保護、活用能力の向上に注力し、中関村国家知的財産制度モデルパークを建設し、イノベーションによる発展能力を向上させ、北京市によるハイレベル・精密・最先端の経済構造の構築及び質の高い発展のための強力な支えとするために、「北京市全国科学技術イノベーションセンター建設強化マスタープラン」（国発〔2016〕52号）及び「知的財産最善区の建設の加速に関する実施意見」（京政発〔2017〕4号）に基づき、本計画を制定する。

一．指導思想

習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、中国共産党第 19 回全国代表大会、中国共産党第 19 期中央委員会第 2 回、第 3 回全体会議の精神及び習近平総書記の北京市に対する重要講話の精神を深く徹底し、首都の「4 つの中心」としての都市の戦略的位置付けを踏まえ、世界の新たな科学技術革命及び産業の変革の歴史的チャンスをしっかりと掴み、国の知的財産戦略を踏

み込んで実施し、知的財産の質の高い創造、高い水準の保護、付加価値の高い活用を効果的に促進し、専利（特許、実用新案、意匠を含む——訳注）情報の分析と産業活動の意思決定が深いレベルで融合し、専利の創造と産業のイノベーション能力が高度に合致し、専利の保護が企業のイノベーションによる発展を力強く保障し、専利の運営が産業の効果と利益の向上を効果的に支える業務の仕組みを構築し、産業の国際化水準を向上させ、「品質が優れ、保護が厳格で、運営に活気があり、サービスが効率的で、配置が適正な」発展構造を構築し、全国科学技術イノベーションセンターの建設及びハイレベル・精密・先端産業の育成のために強力な支えを提供し、北京市の経済の質の高い発展を推進するために堅実な基盤を整える。

二. 主な目標

2021年までに、中関村モデル区の知的財産の創造、保護、活用能力を著しく強化し、知的財産権侵害行為を効果的に取り締まり、知的財産権の権利者の合法的な権益を強力に保障し、司法、行政、調停、仲裁が互いにマッチングする知的財産権の「領域に跨る保護」構造を初歩的に構築し、全国において指導、模範的役割を發揮させ、知的財産の価値実現のための拠点となり、知的財産の技術革新及び質の高い発展に対する促進的役割を十分に顕在化させる。

2021年までに、中関村モデル区の有効特許の保有件数が15万件を超え、年間PCTに基づく専利出願件数が8,000件に達し、年間専利出願件数が100件を超える中関村の知的財産優位性企業が140社に達する。国際商標登録件数が累計で1万8,000件に達し、商標出願件数が100件を超える企業が350社に達する。累計で30か所以上の高等教育機関、科学研究機関の技術移転サービス機関を育成する。5～10か所の国際知的財産サービス支援機関又は組織を新たに誘致する。

三. 主な任務

(一) 知的財産の創造の強力な推進

1. 重点産業の知的財産戦略を制定する。中関村が重点的に振興する人工知能、集積回路、バイオ医薬品、インテリジェント製造と新素材などの産業に的を絞って、知的財産戦略を制定し、グローバルな視野により産業チェーンにおける基幹分野の専利の方向性を把握し、技術の研究開発の進展変化の方向、専利ポートフォリオ、人材分布などの状況を分析し、産業の技術ロードマップを策定し、世界的な産業の競争構造を明らかにして、産業の成長戦略を明確にする。企業による運営類専利コンサルティングプロジェクトの実施を支援する。毎年10社以上の重点企業による20件以上の専利コンサルティングプロジェクトを支援する。

2. 企業による知的財産の創造の強化を支援する。中関村知的財産リーディング企業育成計画を実施し、毎年延べ80社以上の企業による200件以上の知的

財産戦略の制定、早期警告、運営などのハイエンド活用業務の実施を支援する。中関村双創（大衆による起業、万人によるイノベーションをいう——訳注）企業知的財産支援計画を実施し、毎年10回の特別テーマ研修活動を実施し、500社以上の中小企業に対する研修を行い、30社以上の重点企業に「一対一」支援を行う。企業による国内の特許権取得を支援する。40社以上の硬科技（人工知能、航空宇宙などの8大分野からなる「ハイテク」よりさらにハイレベルの科学技術をいう——訳注）インキュベーションプラットフォームが起業支援を受けている科学技術型中小企業による知的財産の創造のためにサービスを提供することを支援する。

3. 付加価値の高い専利育成事業を実施する。高等教育機関、科学研究機関による30か所以上の市場化、専門化、規範化された技術移転事務局及び科学技術成果移転・実用化プラットフォームの建設を支援し、知的財産の成果の選別、市場化の評価、成果の紹介などの業務を行い、付加価値の高い専利データベースを構築する。専利の譲渡と実施許諾、基金によるインキュベーションへの投資などの方式を通じて、毎年50件以上の付加価値の高い専利プロジェクトの中関村モデル区における実施と実用化を推進する。企業による高等教育機関、科学研究機関の付加価値の高い専利の実用化を支援し、専利の実用化効率及び価値創造能力を向上させる。

4. 知的財産審査官の実務拠点の建設を強化する。国家知識産権局専利局専利審査協力北京センターとの戦略的協力関係を構築する。国家知識産権局北京（中関村）審査官の実務拠点の対象範囲及びサービス規模を拡大し、毎年100名の審査官を採用し、企業による質の高い専利の創出を指導する。条件を備えた分園區及びインキュベータを選定し、「審査官実務拠点分所」を設置する。国家知識産権局と協力して中関村専利巡回審査活動を毎年開催し、企業による専利の質及び出願効率の向上を促進する。国家知識産権局と共同で商標ブランド調査研究連絡所業務を踏み込んで実施し、毎年10回以上の商標ブランド衆扶（非営利団体、企業、個人による小規模・零細企業・ベンチャー向け支援をいう——訳注）グループ活動を手配、実施し、企業の商標登録及び管理における難解な問題を調整、解決し、企業による商標ブランド戦略の実施を推進する。

（二）知的財産権保護の継続的な強化

5. 知的財産権の「厳格な保護」を強化する。北京知識産権法院が挙証責任を適正に分配し、事件における懲罰的賠償原則の適用及び知的財産事件における繁簡分流（事件の事実、証拠、難易度、複雑度、情状の軽重などに基づいて、事件を通常手続き、簡易手続きに明確に区別し、処理することをいう——訳注）の推進などの措置の模索を通じて、知的財産権侵害訴訟事件における「挙証が困難」、「賠償額が低い」、「周期が長い」といった問題の解決に注力することを支援する。知的財産権の行政保護を強化し、中関村モデル区において知的

財産権保護特別キャンペーンを実施し、権利侵害・詐称行為を厳格に取り締まる。展示会における知的財産保護を強化する。重大な専利権、商標権侵害違法履歴の企業信用システムへの入力を模索し、関連の政府部門が信用失墜企業に対して共同で懲戒を行い、知的財産権侵害コストを引き上げる。故意の権利侵害行為の認定基準、権利侵害損害賠償金額の計算基準を模索、検討する。また、パテントトロール（PAE）の訴訟動向を追跡し、パテントトロールによる訴権の濫用の防止に注力する。イノベーション主体が知的財産管理を強化し、クロスライセンスの実施、業界連合又は防衛的パテントプールの設立などの措置を講じて、パテントトロールの攻撃を防御することを奨励する。

6. 知的財産権の「領域に跨る保護」を整備する。行政法執行、司法審判、多元的な調停、商事仲裁、法的サービス、社会の監督、業界の自主規制の「七位一体」の知的財産の領域に跨る保護構造を構築し、知的財産保護におけるより高度な協力と効率を推進する。中関村知的財産仲裁組織の設立を模索し、知的財産権紛争解決ルートを開拓する。知的財産権紛争の多元的調停業務体系を整備し、能力を有する民間団体による知的財産調停業務の実施を支援し、行政、司法部門の調停委託業務の仕組みを整備する。知的財産権保護援助公共サービスネットワークの構築を整備し、中小企業の知的財産に係る権利保護に対するサービスを強化する。

7. 知的財産権の「迅速な保護」を推進する。中国（北京）知識産権保護センター及び中国（中関村）知識産権保護センターの役割を十分に発揮させ、次世代情報技術、ハイエンド設備製造、バイオ医薬品及び新素材分野の専利の迅速な審査、権利確認及び権利保護を実現する。中関村企業の専利優先審査ハイウェイを整備し、人工知能、省エネルギー・環境保全などの産業の重点企業に対して、専利優先審査サービスを提供し、権利付与期間を短縮する。中小企業の意匠権侵害紛争の迅速な処理方法を公布、実施し、電子商取引分野の知的財産（専利）権保護の迅速な処理の仕組みを整備する。行政事件の審理において技術分析師制度をさらに整備し、事件の審理の質を向上させる。北京市知識産権局と北京知識産権法院の間の幹部の相互派遣・交流の仕組みを構築し、知的財産権保護協議制度を整備し、完全なものとする。

（三）知的財産権の運営活用の強化

8. 知的財産権の運営活用のモデル事業を行う。北京市知的財産権運営試行モデル組織の建設を行い、100か所の高等教育機関、科学研究機関、企業及びサービス機関による知的財産権の運営活用及び専門部隊の育成などの業務を指導、支援する。国家知的財産運営公共サービスプラットフォームの役割を発揮させ、国内外の知的財産権運営組織を結集し、新型の知的財産運営エコシステムを構築する。

9. 知的財産権運営の新業態を育成する。専利運営サービス機関による世界的な専利検索及び取引活動の実施を支援し、専利運営の国際化水準を向上させ、専利運営の新モデル、新業態を育成、構築する。サービス機関による財産権の創造と運営のためのクラウドイノベーション、クラウドファンディング、クラウドソーシングモデルの模索を支援し、運営モデルを充実させ、商業化水準を向上させ、「インターネット+知的財産」の融合的な発展を促進する。

10. 知的財産と金融が融合するイノベーションを推進する。知的財産担保融資の支援の仕組みを整備し、企業の知的財産担保融資方式による資金調達に対する支援を強化する。専利担保融資保険の設置などの方式を通じてリスクを分担し、金融機関による知的財産担保融資商品の開発及び整備を促進する。企業知的財産評価指標体系の構築を検討し、知的財産と企業の信用、銀行の与信枠がリンクする仕組みの構築を推進し、知的財産の融資価値を向上させる。金融機関、知的財産サービス機関による知的財産の証券化業務の模索を支援し、企業の知的財産資産の活性化を図る。

11. 専利の標準化を推進する。科学技術成果の技術標準化の業務の注力度を高め、標準の研究制定と専利ポートフォリオの効果的な関連付けを奨励する。中関村企業又は産業連合による付加価値の高い専利を含む団体標準の制定を支援し、国際標準、国家標準及び業界標準を制定し、標準必須専利を構築し、専利の商業的価値を向上させる。企業が国際標準化機構の事務局業務に主体的に参加し、国際標準化機構の関連職務を担当することを支援する。

(四) パークの知的財産の国際化能力の向上

12. 企業による国外の知的財産ポートフォリオ構築能力の向上を支援する。国外の特許、国際商標出願支援政策を整備し、個別専利に対する国の支援件数を増やし、支援額を引き上げ、企業による国外の特許出願及び国際商標登録を強力に支援し、PCTに基づく専利出願件数が年20%以上のペースで増加することを促進する。中小企業の国外専利、国際商標ポートフォリオに対する指導・研修を強化し、国外特許出願に関する初めての支援政策を実施する。サービス支援機関が知的財産サービスの新モデルを開拓し、出資又は「サービスによる出資」方式を用いて企業による国外特許出願に参加することを支援する。企業のポートフォリオにおける重点国を選定し、各国から5~10か所の優れた知的財産サービス支援機関を選定し企業とのマッチングの仕組みを構築し、企業の「海外進出」コストを下げる。

13. 企業の涉外知的財産サービスを強化する。企業による海外の知的財産紛争への積極的な対応を支援し、資金援助、専門家グループによる指導、専門研修などの方式を通じて、海外知的財産権利保護総合サービス体系を整備し、「海外進出」企業が海外の知的財産権紛争又は重大事項に積極的に対応するよう指導する。「中関村知的財産国際登録政策及び法律サービスセンター」の役割を

發揮させ、イノベーション主体と知的財産国際出願管理組織、サービス支援機関のマッチング・協力プラットフォームを構築する。業界団体による渉外知的財産役務支援機関の評価の仕組みの構築を支援し、20 か所以上の優れた渉外サービス支援機関を選抜し、企業による海外の知的財産ポートフォリオ、リスク予防及び紛争対応のために質の高い専門サービスを提供する。世界知的所有権機関との共同による人材育成プロジェクトの実施を推進し、ハイエンドの渉外知的財産サービス支援人材を育成する。中関村知的財産クラスを開催し、企業及びサービス支援機関向けの研修を実施する。

14. 知的財産サービス業の国際化を促進する。政策措置を検討、制定し、5～10 か所の国際知的財産サービス支援機関又は組織を誘致する。知的財産サービス支援機関による国外における支部組織の設立を奨励し、専門研修、交流などのさまざまな形式を通じて比較的高い国際知的財産サービス支援能力を備えた50 か所の地元組織を育成し、国際業務を開拓し、国際的な影響力を拡大する。欧米の先進国及び「一帯一路」国との知的財産に関する交流を密にし、世界知的所有権機関中国事務所などの国際機関との協力を強化し、毎年3～5回の国際化研修、交流などの活動を計画、実施する。中関村ハイエンドリーダー人材集中事業において、ハイレベルの知的財産サービス支援人材に対する支援を強化する。国外の知的財産サービス支援機関及び外国人の国内における開業制限を緩和する政策提言を検討し、試行業務の実施に努める。

(五) 知的財産サービス業の育成及び規範化の強化

15. 中関村の知的財産サービス業の集中的なイノベーションによる発展を推進する。中関村国家知的財産サービス業集中発展モデル区を建設し、知的財産サービス支援機関による海外権利侵害警告、専利コンサルティング、戦略コンサルティングなどの高付加価値サービスの提供を支援し、知的財産サービス支援機関のハイエンド化への発展を促進する。知的財産サービス支援とビッグデータの結合を推進し、中関村知的財産サービス支援プラットフォームによる知的財産データの共有、検索分析、価値発掘、運営管理、権益保護などのサービスの提供を支援し、サービス水準及び効率を向上させる。

16. 知的財産サービス支援機関の規範化・自主規制による発展を推進する。知的財産サービス支援機関等級別・種類別評価業務の実施を模索し、サービス支援機関が提供するサービスの技術分野及び専門化水準に基づき評価を行い、企業が優れたサービス支援機関を選択しやすくする。業界団体が業界内の自治・自主規制を強化し、業界信用情報プラットフォームを構築し、知的財産サービス支援機関の秩序を規範化することを支援する。法院、業界主管部門、業界団体などと共同で、専利代理組織、代理士の不誠実な代理行為に対する情報開示の仕組みを構築し、適切な方式により中関村のイノベーション主体及び社会に公示し、サービス支援機関の規範化された発展を推進する。

四．保障措置

(一) 手配・指導を強化する。中関村科技園区管理委員会及び北京市知識産権局は国の知的財産関係部門との摺合せと意思疎通及び調整と連動を強化する。1区16園による知的財産に関する共同業務の仕組みを構築し、知的財産公共サービス体系を整備し、知的財産ビッグデータ地域インテリジェントモニタリングシステムを最適化し、各分園区の知的財産サービス支援部隊の構築及び能力向上を推進し、中関村の各分園区及び重点となる双创の担い手のすべての知的財產業務を網羅することを実現する。

(二) 任務遂行を強化する。中関村科技園区管理委員会及び北京市知識産権局は行動計画役割分担表を制定し、年度役割及び節目とする時期を明確にして、業務推進の仕組みを整備する。中関村モデル区の各分園は知的財產業務の推進のための政策措置を制定し、分園のイノベーション主体及び知的財産サービス支援機関のサービスに対する支援を強化し、園区のイノベーションとスタートアップのための環境を最適化しなければならない。

(三) 宣伝研修を強化する。高等教育機関、科学研究機関、民間団体などの関連組織を拠りどころとして、大型活動、研修講演、訪問支援などのさまざまな形式を通じて、従来メディア、ニューメディアなどのさまざまなルートを利用し、広く宣伝を行い、良好な知的財産のための環境を醸成する。

(四) 評価の仕組みを構築する。第三者評価組織の役割を発揮させ、定期的に本計画の実施状況に対して追跡評価を行い、評価結果に基づき関連政策を速やかに調整、整備する。

出所：

2019年4月23日付け中関村国家自主创新示范区ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://zgcgw.beijing.gov.cn/zgc/zwgk/ghjh/186723/index.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。